

高見隆夫議員に対する糾弾決議

高見隆夫議員は、平成25年度、平成26年度及び平成27年度に「広報誌」を市内の印刷会社で印刷したとして支出した政務活動費のうち5件、合計180万5,160円について、高見議員が所属していた自由民主党会派が印刷会社から聞き取りをしたところ、「添付された資料を同印刷会社で印刷した形跡が確認できなかった」との理由から、10月23日、利息分を合わせた219万4,663円を市に返還した。

高見議員は同日の記者会見において「自分の個人事務所でコピーした」と述べ、実際には印刷会社で印刷していないにもかかわらず、同印刷会社の領収書を使って、政務活動費を取得していたことを認めた。

高見議員はこのことを、今日に至るまで不正とは認めていないが、今回の件は、市内外に衝撃を与え、富山市議会の品位と名誉を再び失墜させたと言わざるを得ない。

よって富山市議会は、ここに高見議員を糾弾し、自ら進退について判断するよう促すものである。

以上、決議する。

令和元年12月2日

富山市議会